

しかし、この提案にはインターネットでの不正医薬品販売対策は盛り込まれていない。盛り込まれなかった理由は、現在、処方せん薬のネット販売の禁止／許可 並びにその条件は加盟国にまかされており、加盟国間でアプローチと規制が非常に異なっているためである。

即ち当面、処方せん薬のネット販売について加盟国間の調和ルールはECで提案されない。しかし、医薬品のネット販売を認める国は、法律の規制範囲内で行われることを確保しなければならない。最大の課題は第三国にある不正ネット薬局への国内法の適用である。この問題を広報するために加盟国及び利害関係者は患者及び医療専門家の認識を高める啓発キャンペーンを行っている<sup>12)</sup>。

### 3. 各国薬剤師会によるインターネット薬局の認証

ニュージーランド薬剤師会、英国薬剤師会及び米国薬剤師会はインターネットにより医薬品を販売する薬局の認証制度を導入した。以下にその概要を紹介する。

(表1参照)

#### (1) ニュージーランド薬剤師会

(the Pharmaceutical Society of New Zealand : PSNZ)

インターネット運営サイト専門基準に合致するニュージーランド薬局サイトを公認するプログラムが 2004 年 10 月に導入された。インターネット薬局サイトはニュージーランド薬剤師会により審査され、認証される。

認証には次の事項を満たす必要がある

- 1) 免許を受けた薬局に要求される倫理的及び法的要件並びに優良薬局基準に適合すること
- 2) 認証シールを掲げるインターネットサイトは患者のプライバシーと秘密に関する権利を守ること
- 3) 医薬品広告規則、要件に適合すること
- 4) 広告する医薬品すべてについて、事実に基づいた情報を分かりやすく提供すること
- 5) 患者と薬剤師間で有意義なコンサルテーションの機会が提供されること

認証されたインターネット薬局サイトは認証シールが掲示されているので識別可能である。認証シールをクリックすると薬剤師会ウェブサイトにつながりインターネット薬局に関して検証された情報を見ることができる。認証薬局リストは薬剤師会のウェブサイト [www.psnz.org.nz](http://www.psnz.org.nz) に直接アクセスして確認することも可能である。

2009 年 3 月現在、リストに搭載されているのは一件だけであった。認証内容について確認でき、薬局名、登録薬局名、WEB、電話、ファックス、薬剤師名、メールアドレス、認証期間などが公表されている。取扱対象は一般用と薬局専用品、処方せん薬に渡っている。各品目の簡単な説明がWeb上でなされており、メールでの相談が可能である<sup>13)</sup>。

#### (2) 英国薬剤師会

(Royal Pharmaceutical Society of

### Great Britain : RPSGB)

英国の小売り薬局はインターネットサービス提供薬局も含め、すべて、英國薬剤師会に登録されなければならない。登録されたオンライン薬局だけがロゴを表示することができる。ロゴ表示は義務ではないが、利用者にとっては第1ページのロゴにより登録薬局の識別が可能である。ロゴのクリックによりRPSGBのサイトにリンクし薬局登録を確認できる。2009年3月31日現在、94薬局がロゴを標榜している。

ロゴの申請には、次の条件を満たさなければならぬ<sup>14)</sup>。

**ステップ1 「薬剤師・薬剤師補の倫理規定」<sup>15)</sup>並びに関連基準・ガイダンス特に「インターネット薬局サービスの専門基準・ガイダンス」<sup>16)</sup>に適合すること。**

**ステップ2 インターネット薬局は以下のロゴの使用条件に適合しなければならない。**

- 1) ロゴの申請は開設者または管理者からの真正なもの
- 2) ロゴはウェブサイトを運営する登録薬局施設を標榜する目的にのみ使用
- 3) 医薬品その他の専門サービスをインターネットで提供する登録薬局ウェブサイトに関してのみロゴ使用可
- 4) ロゴの模写、複製、認証薬局サイト以外での使用禁止
- 5) ロゴの第三者への提供の禁止
- 6) ロゴの修飾、用語や他のロゴとの重層不可

7) 威厳を傷つけ、非専門的な用法の禁止

8) ウェブサイト上の情報は合法的、適正、真実であること

9) ウェブサイトは関連法規（例：医薬品の一般人への広告）、倫理規定、専門基準及び「インターネット薬局サービスガイダンス」に適合すること

10) 薬局ウェブサイトは以下を明記のこと：

- a. 開設者名
- b. 業務を行う薬局の住所
- c. 適用される場合は管理薬剤師名
- d. 薬局及び薬剤師の登録確認法（例えばRPSGBにコンタクト）
- e. オンラインサービスに対する苦情申し立て方法

11) ウェブの閉鎖、アドレス変更は薬剤師会に通知のこと

**ステップ3 開設者の変更は薬剤師会に通知のこと。新開設者は新たにロゴの使用申請が必要**

**ステップ4 RPSGBへの申請費用は£50**

また、インターネットにより供給される医薬品は店舗同様の品質を満たさなければならない<sup>16)</sup>。

### (3) 米国薬剤師会

(National Association of Boards of Pharmacy : NABP)

インターネットによる薬局サービスの安全性に対する懸念が高まり、米国薬剤師会は1999年春にインターネット薬局サイト認証制度（VIPPS : Verified Internet Pharmacy Practice Sites<sup>TM</sup>）

を発足させた。州・連邦の規制機関、専門団体、消費者啓発グループがそれぞれの専門性を生かして認証薬局が遵守すべき基準を作成した。インターネット薬局認証基準は次の通りである：

- 1) 対象：
  - ・免許を受け、医薬品及び医療機器の処方せんに応需し、調剤、提供・販売している米国所在のインターネット薬局サイト
  - ・当該薬局の所在地の州及び交付先の州の免許・監視要件に適合すること
- 2) 認証要件：VIPPS シールを標榜する薬局は次の事項を含め NABP 基準に適合すること：
  - ・患者のプライバシーの権利
  - ・処方箋の真正性と保証
  - ・品質保証ポリシーの遵守
  - ・患者と薬剤師間での有意義なコンサルテーションの提供VIPPSの掲示サイトではVIPPSシールをクリックするとNABPのVIPPSサイトにリンクし、NABPが保持している薬局情報を確認することができる。2009年3月末現在、16薬局が認証されている<sup>17)</sup>。
- 米国食品医薬品庁はネットで処方せん薬を購入する消費者に米国薬剤師会認証マークのある国内薬局を選択するように指導している<sup>18)</sup>。

#### 4. WHO の医薬品・医療機器インターネット販売に対する動向

##### (1) 信頼できるインターネット医療情報の識別ガイド

1999年、WHOはWHO総会の要請（決

議WHA51.9, May 1998）に従い、インターネットで提供される情報から信頼できる医薬品・医療機器情報の見分け方ガイドを公表した。加盟国が自国のインターネット使用者に助言するためであり、次の6項目からなっている<sup>19)</sup>。

- i インターネットの適切な使用により迅速・容易に健康情報の入手が可能
- ii インターネット情報は医療者への相談の支援であり、相談の代替ではない
- iii インターネット情報源の検証が必要である
- iv 良すぎる情報は検証・評価が必要である
- v インターネット経由の医薬品・医療機器の購入には注意が必要である。現時点では多くの国でインターネットによる医薬品・医療機器販売は違法である。薬局など正規流通経路で入手すること
- vi 自己治療を始める前に医療者に相談すること

##### (2) 国際偽造医薬品・医療機器対策タスクフォース (IMPACT) の取組

2006年2月、WHOの主導により加盟国政府及び国際機関、国際団体がローマに集結し、偽造医薬品・医療機器対策を推し進めるIMPACTが創設された<sup>20)</sup>。インターネット販売が偽造医薬品・医療機器の入口になっているとの指摘が相次ぎ、4つのワーキンググループのテーマとなっている。現在、規制執行ワーキンググループが中心となり「偽造医薬品のインターネット取引対策ガイダンス」の作成が進められている。

2008年5月のIMPACT規制執行ワーキンググループにおいて、初めての「偽造医薬品・医療機器のインターネット取引対策ガイド」のアウトラインが提案された。2008年11月までの期間に、非常に多くのコメントが規制執行ワーキンググループ議長に寄せられた。

2008年12月の第3回IMPACT総会では、蔓延する医薬品・医療機器インターネット販売に対して効果的な規制が行われていない状況下においては、インターネット販売に対する消費者意識の高揚が緊要とされ、消費者に対する啓発資料の作成が進められることとなった。一方、ガイドには、正規インターネット販売が具備すべき基準/原則、正規インターネット販売認証プログラム紹介の国際情報センター(clearinghouse)の設置、並びに不正販売者対策を盛り込む作業が進められる。現在、ガイド案は2009年5月の提案に向け、規制執行ワーキンググループ議長を中心に作業が進行している。

2008年5月7日付けアウトライン草案は章立てとそこに記載される事項を挙げただけの簡単なものであるが、初めての国際的な「医薬品・医療機器のインターネット取引対策ガイドライン案」である。ここに12月の第3回総会においてBernstein議長により公表されアウトラインを紹介する<sup>⑥</sup>(添付2)。

#### D. 考察

インターネットを利用した医薬品・医

療機器販売は隆盛を極めている。しかし、個人輸入製品には流通段階で手が加えられたり、偽造品の混入、処方せん薬の無処方せん販売、未承認薬・禁止品混入があることは我々も確認してきた<sup>2-5)</sup>。英国や米国からも報告がある<sup>21-22)</sup>。インターネットを介して送付された危険薬物による死亡や誤用による健康被害も報告されている<sup>23-27)</sup>。

医薬品のインターネット販売の弊害については、各国政府及び国際機関・専門家団体も気づき始め、消費者保護の観点から対策を開始している。

どこの国の薬事法も、インターネットによる医薬品・医療機器販売は想定されておらず、インターネット販売規制の限界が指摘されていた<sup>28)</sup>。我々の調査でも医薬品インターネット販売に対する特別な法律は設けられていないことが明らかになった。

各国は、まず国内の正規販売店舗を対象にインターネット販売対策をとり始めたが、そのやり方は大きく分けて2通りであった。

- 1) 積極的にネット販売を規制している国：一般用医薬品のなかでもリスクが比較的低い第三類医薬品のみインターネット販売を認める(日本)、一般用医薬品のみ認める(ポルトガル)、処方せん薬のインターネット販売の禁止(スペイン)。これらの国がインターネット販売を行う店舗に何らかの要件を課しているかは、今後の調査事項であ

せん薬も対象とし、国内薬剤師会による国内ネット販売薬局の認証制度を導入した国：ニュージーランド、英国、米国。ネット販売薬局には処方せんの検証、品質保証、助言・相談を要件としている。但し、認証は自発的なものであり、これらの効果は未だ検証されていない。

インターネット販売の特徴は国境を越えた取引が容易に行われる点であり、個人が発注する医薬品の国際取引は、どこの国の当局も対策が進んでいない。国内の事業活動を前提にした現行の薬事法は医薬品の研究開発から承認、製造、販売、使用にいたる各段階で事細かな規制をほどこし、医薬品の有効性、安全性、品質が保証されるよう長年にわたり方策を集積してきた。しかし、インターネットなどによる個人的発注にたいして国際的に発送される医薬品・医療機器は、既存の薬事法体系の枠外にあり、品質、効果、安全性の全く保証されない医薬品、医療機器を無防備な一般人が容易に入手することとなってしまった。

国際取引を念頭においていたルールの現状では、欧州評議会の決議<sup>10)</sup>が唯一の具体的な規範であったが、これは強制力をもたない文書である。一方、法的拘束力のある欧州指令改正提案<sup>11)</sup>が2008年12月に公表されたが、インターネット販売規制は敢えて盛り込まれなかった。インターネット販売対策の困難さを物語っている。

このような状況下において 初めて

の国際ガイドラインとなるIMPACTの「偽造医薬品・医療機器インターネット取引対策ガイダンス」の作成には世界中が大きな関心を寄せている。このガイダンス作成には日本も積極的に参加してきたが2009年には具体的な内容が盛り込まれる予定なので、一層注目される。

## E. 結論

インターネット販売規制は各国及び国際的に緒についたばかりの分野であり、様々な動きがあると予想されるので、今後も注意深く観察することは有意義である。

歴史の浅いインターネット販売の規制が国際的に一定方向に収束し、効果を上げるまでには時間を要する。今後ともインターネットによる医薬品個人輸入の危険性について国民に周知し、安易に手を出さないよう積極的に消費者啓発を行っていくことが望まれる。

## F. 健康危険情報

該当なし。

## G. 研究発表

論文発表：木村和子、奥村順子、本間隆之、大澤隆志、荒木理沙、谷本剛、インターネット輸入代行で個人輸入した医薬品の保健衛生上のインパクト、医療と社会、Vol.18 No.4、459-472、2009年1月

## H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。

## 参考文献

- 1) 総務省 報道資料、平成 19 年「通信利用動向調査」の結果、平成 20 年 4 月 18 日、  
[http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/statistics/data/080418\\_1.pdf](http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/statistics/data/080418_1.pdf)  
(accessed 2009-03-31)
- 2) 本間隆之、高尾知里、インターネットを用いた個人輸入によるダイエット薬シップラミンの試買調査、厚生労働科学研究費補助金「医薬品等の個人輸入における保健衛生上の危害に関する研究」平成 20 年度研究報告書、主任研究者 木村和子、in press
- 3) 木村和子、奥村順子、本間隆之、大澤 隆志、荒木理沙、谷本剛、インターネット輸入代行で個人輸入した医薬品の保健衛生上のインパクト、医療と社会、Vol.18 No.4、459-472、2009 年 1 月
- 4) 木村和子、奥村順子、本間隆之、村田 志乃、個人輸入 HIV 自己検査キットの保健衛生の調査研究、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 検査相談機会の拡大と質的充実に関する研究」平成 20 年度研究報告書、主任研究者 今井光信、平成 21 年 3 月、神奈川県衛生研究所
- 5) 木村和子、奥村順子、徳田貴裕、本間 隆之、HIV 自己検査キットの流通実態に関する調査研究、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 検査相談機会の拡大と質的充実に関する研究」平成 18 年度研究報告書、119-165、主任研究者 今井光信、平成 19 年 3 月、神奈川県衛生研究所
- 6) WHO, Meetings presentations and documents, IMPACT Third General Meeting,  
[http://www.who.int/impact/resource/s/Hammamet\\_ppt/en/index.html](http://www.who.int/impact/resource/s/Hammamet_ppt/en/index.html)  
(accessed 2009-03-30)
- 7) 木村和子、厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「偽造医薬品防止対策を含めた医薬品個人輸入制度の研究」平成 18 年度研究報告書、主任研究者 木村和子、平成 19 年 3 月
- 8) 厚生労働省、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」、平成 21 年 2 月 6 日厚生労働省令第 10 号
- 9) Portugal. Decree-Law No. 307/2007, Diário da República, Part I, No. 168, 6083-6091, 31 August 2007
- 10) Council of Europe, Committee of Ministers, Resolution ResAP(2007)2 on Good practices for distributing medicines via mail order,  
[https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=ResAP\(2007\)2&Language=lanEnglish&Site=CM&BackColorInternet=9999CC&BackColorIntranet=FFB55&BackColorLogged=FFAC75](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=ResAP(2007)2&Language=lanEnglish&Site=CM&BackColorInternet=9999CC&BackColorIntranet=FFB55&BackColorLogged=FFAC75)  
accessed 2008-05-23
- 11) EUR-Lex-52008PC0663, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2001/83/EC as regards the prevention of the entry into the legal supply chain of medicinal products which are falsified in relation to their identity, history or source

- {SEC(2008)2674}{SEC(2008)2675}  
[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008P\\_C0663:EN:not](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52008P_C0663:EN:not)(accessed 2009-03-30)
- 12) Europe, Press releases RAPID, Protecting the legal supply chain against counterfeited medicines , MEMO/08/781, Brussels, 10th December 2008
- 13) Pharmaceutical Society of New Zealand, Internet Pharmacy Accreditation, October 2004, [http://www.psnz.org.nz/public/home/internet\\_accreditation/intro.aspx](http://www.psnz.org.nz/public/home/internet_accreditation/intro.aspx) (accessed 2009-03-11)
- 14) Royal Pharmaceutical Society of Great Britain, Internet pharmacy logo, <http://www.rpsgb.org/registrationandsupport/registration/internetpharmacylogo.html> (accessed 2009-03-11)
- 15) Royal Pharmaceutical Society of Great Britain, Code of Ethics for Pharmacists and Pharmacy Technicians, 1 August 2007
- 16) Royal Pharmaceutical Society of Great Britain, Professional Standards and Guidance for Internet Pharmacy Services, Code of Ethics for Pharmacists and Pharmacy Technicians, 64-74, 1 August 2007
- 17) National Association of Boards of Pharmacy (NABP), Verified Internet Pharmacy Practice Sites™(VIPPS®), <http://www.nabp.net/vipps/intro.asp> (accessed 2009-03-11)
- 18) USFDA, Buying Prescription Medicine Online : A Consumer Safety guide, Jan.11 2005, updated Aug.14 2008, <http://www.fda.gov/buyonlineguide/> (accessed 2009-03-11)
- 19) WHO, MEDICAL PRODUCTS AND THE INTERNET A guide to finding reliable information , WHO/EDM/QSM/99.4, Geneva 1999
- 20) WHO, DECLARATION OF ROME, The participants of the WHO International Conference 'Combating Counterfeit Drugs : Building Effective International Collaboration' , Rome, 18 Feb. 2006, <http://www.who.int/medicines/services/counterfeit/RomeDeclaration.pdf>
- 21) European Alliance for Access to Safe Medicines, The Counterfeiting Superhighway, EAASM reports, June 2008, [www.easm.eu](http://www.easm.eu)
- 22) United States General Accounting Office, "INTERNET PHARMACIES, Some Pose Safety Risks for Consumers." GAO-04-820, 2004
- 23) The Vancouver Province, Coroner warns of 'fake sites' pushing pills, March 21 2007, <http://www.canada.com/topics/bodyandhealth/story.html?id=ada62a41-2482-4bf2-bb34-cc00c5ead4a9&k=43298> (accessed 2009-03-31)

- 24) Brand Rachel, Drugs: just a click away. Online pharmacies can make dangerous drugs easy to get, but also can promote better health care. Should we regulate them?, State Legislatures, Jun 1 2007
- 25) 松本佳代子、早乙女智子、経口中絶薬 mifepristone の個人輸入、臨床評価、32(1)、213-231、2005
- 26) 西澤章弘、井上雄一、荒井平伊、個人輸入による fluoxetine 服用に基づき精神病症状を呈した一例、精神科治療学、18(2)、217-220、2003
- 27) 厚生労働省、健康食品や医薬品、化粧品、医療機器等を海外から購入しようとされる方へ、厚生労働省パンフレット、2008年3月
- 28) Isaac D Montoya, The root cause of patient safety concerns in an Internet pharmacy, Expert Opinion on Drug Safety, 7(4), 337-41, July 2008

表 各国薬剤師会によるインターネット薬局認証制度

	ニュージーランド <sup>13)</sup>	英国 <sup>14・16)</sup>	米国 <sup>17)</sup>
運営者	NZ 薬剤師会 (PSNZ)	英國薬剤師会 (RPSGB)	米国薬剤師会 (NABP)
開始年	2004	2007	1999
対象医薬品	一般用 薬局専用 処方せん薬	一般用 薬局専用 処方せん薬	処方せん薬 処方せん医療機器
シールの確認	PSNZ サイト	RPSGB サイト	NABP サイト
要件：薬局許可	yes	yes	yes
法令遵守	yes	yes	yes
品質保証	yes	yes	yes
処方せん確認	yes	yes	yes
患者のプライバシー保護	yes	yes	yes
相談体制	yes	yes	yes

患者の安全及び配送医薬品の品質を守る医薬品通信販売の優良規範Good practices for distributing medicines via mail order which protect patient safety and the quality of the delivered medicine<sup>10)</sup>

(2007.9.5 閣僚委員会採択)

1. 範囲： 医薬品の通信販売を認める国の参考基準
2. 定義： 「医薬品通信販売」とは、承認を受けた者が注文者（患者／消費者）に医薬品を遠隔販売すること。通信販売は概ねインターネットによる。
3. 薬局： 「医薬品通信販売」は開設薬局または加盟国が許可した特定の医薬品販売者が行う
4. 配送責任者： 「医薬品通信販売」は許可取得者に限定
5. 配送： 医薬品配送に品質保証システムを設置・維持：
  - a. 医薬品の品質・効果を保持する十分な包装
  - b. 注文者又はその代理人への配送
  - c. 可能ならば配送履歴
6. カウンセリングと情報に使用される言語： 配送先国の言語を使用
7. カウンセリングと服薬観察： カウンセリングは、e-mail 及び／又は電話で行う。各國で要求されている服薬観察（投与量、相互作用、不適合など）が十分行われること。
8. 患者への情報提供： 販売店の連絡先、有害作用発現時の主治医へ連絡すべきこと。「包装や医薬品の異常、破壊、損傷は薬局に連絡すること」の警告を付す。
9. 通報義務： 有害作用、相互作用、警告、回収、品質不良発生時の患者への/患者からの通報システム並びに店舗での対応システムが存在すること
10. 販売・流通条件： 「医薬品通信販売」は、送付先国の法令が認めている場合のみ可
11. 除外品： 麻薬、適切に包装してもなおヒト、環境に危険物、有効期限接近品、その他通販に不適当なものは除外
12. 販売と広告： 販売用 web ページに以下の情報を搭載
  - a. 管理薬剤師又は免許取得者氏名
  - b. 住所・電話番号
  - c. e-mail アドレス
  - d. 許可した当局の名称
  - e. 許可日、最終監視日
  - f. 価格 特に内税・外税、配送費用込・別
13. 処方せん薬： 処方せん薬の通信販売は有効な処方せんの提出と薬剤師の監督がある場合にのみ行われること。処方箋の真正性確認が可能なら電子的送付も可
14. 法的責任： 薬剤師又は医薬品通販の免許取得者が出荷及び配送の責任を負う
15. フォーカルポイント： 「医薬品通信販売」を認める国は問題発生や国際協力に備え、国のフォーカルポイント(ex. single points of contact (SPOCs))として係や機関を指定。通信販売に対する苦情や当局間の情報交換に当たる。
16. 違反： 国は患者の安全及び医薬品の品質保証の為、安全基準違反には十分な対策を供する

偽造医薬品・医療機器のインターネット取引対策ガイダンス アウトライン<sup>⑥</sup>

Dr Ilisa Bernstein 2008年12月3日 WHO IMPACT-チュニジア (私訳)

文書のポイント：

- 何か：ゴールは偽造医薬品・医療機器インターネット取引と戦う対策やステップを概説すること。  
と。インターネット取引に特化したIMPACTツールとして適用  
何でないのか：偽造医薬品・医療機器対策の包括的ガイド

第1章：概観及び目的

- A. 目的  
B. 定義

第2章：範囲と問題の性質

- A. 範囲  
B. インターネットによる医薬品・医療機器販売の特異性とカウンターフィット  
C. 例示  
D. 最もカウンターフィットされやすい製品の特徴  
E. 現在のアプローチと利用できるガイドライン

第3章：問題に取組む役割と責任

- A. 立法者  
B. 行政官  
C. 法執行者  
D. 供給チェーン関係者  
E. 消費者/患者  
F. インターネットサービス提供者/サーチエンジン  
G. クレジットカード会社  
H. メディア

第4章：協調、協力、及び情報の共有

- A. 国内  
B. 地域  
C. 国際

第5章：インターネットによる医薬品・医療機器取引とサービスの行動倫理規範参照原則

第6章：要約

戦略実施のため、段階を追った標的要約

スケジュール

- 2008年2-5月：アウトライン作成とローマでのワーキンググループ開催と議論  
6-9月：各ワーキンググループ議長からのインプットとコメント  
10-11月：ワーキンググループ委員会メンバーからのコメント受領と反映  
12月：荒い草案、IMPACTでの議論

次の段階

論点：

- ・ 医薬品と医療機器の区別
- ・ 「合法的な通信販売／インターネット薬局業務」と「違法なインターネット薬局」の定義
- ・ インターネット薬局の基準/原則
- ・ 承認プログラム-ロゴ

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

## 研究成果の刊行に関する一覧表

### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
木村和子、奥村順子、 本間隆之、大澤隆志、 荒木理沙、谷本剛、	インターネット輸入代行で個人 輸入した医薬品の保健衛生上の インパクト	医療と社会	18(4)	459-472	2009

平成20年度厚生労働科学研究費補助金  
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業  
「医薬品等の個人輸入における保健衛生上の危害に関する研究」  
平成20年度研究報告書

---

2009年3月31日 発行

代表者 木村 和子

連絡先 金沢大学医薬保健研究域薬学系 国際保健薬学研究室  
〒920-1192 石川県金沢市角間町  
TEL/FAX 076-234-4402

---